

イタリア職業学校の展開

—19世紀末から20世紀初頭のミラノを中心に—

中嶋 佐恵子

はじめに

本稿は、19世紀末から20世紀初頭のイタリアにおける職業学校の動向の一端をとりあげ、それをイタリア成人教育史に位置づけることにより、イタリア成人教育史のイタリア的特質に迫る試みである。

イタリアにおいて成人教育の用語が定着する以前、1950年代まで民衆教育の用語が普及していた。それは一般民衆の教育といった意味合いをもち、幼児教育、小学校教育、子どもの学校外教育、職業教育、成人の基礎教育・文化活動などを含んでいる。イタリアにおいて職業教育は民衆教育の基本的な構成部分であり、日本の社会教育やイギリス成人教育、ドイツ民衆教育の概念が主に非職業的教養教育を内容として形成されてきたことと比較すると、イタリア成人教育史を特徴づける重要な要素であると考えられる。

イタリアにおける教育法制下の職業教育は、1859年のカザーティ法における技術学校 (scuola tecnica)・技術専門学校 (istituto tecnico) にさかのぼる。カザーティ法により、4年制の小学校が創設され、小学校後には、大学に接続するジンナジオーリチェオ (5 + 3年制) と、3年制の技術学校—3年制の技術専門学校、という2つの学校系統が制度化された。その後、修業年限の変更があるものの、技術学校・技術専門学校は1923年のジェンティーレ改革まで維持される。

また、これとは別に民間の職業学校が多く存在していた。本稿は、19世紀末から20世紀初頭のミラノ市における民間の職業学校の役割に注目したい。この時期はイタリアの工業化がとくに進展した時期であり、ミラノ市はその先進地であった。ゴッポラが作成した資料によれば、19世紀から第1次大戦までのうち、職業学校の設立は1890年代から急増し、20世紀の最初の10年にピークがみられる¹⁾。

イタリアにおける職業教育・訓練についての歴史研究としては、2000年以降になってテーマを絞って掘り下げたものが散見される。まず職業教育史や科学

史その他の近現代史を専門とするミラノ大学の研究者を中心とする著者による共著がある。これはミラノ市を州都とするロンバルディア州の19世紀から20世紀にかけての職業教育の実状を掘り下げようとしている²⁾。また同じ時期を対象に労働者のためのミラノ市立学校を検討したギッソーニの教育史研究³⁾、経済史、カトリック史、子どもの歴史、社会学など多様な分野の研究者による、孤児に焦点をあてた職業教育史研究⁴⁾などがあげられる。他に職業教育団体や職業学校が自身の活動をまとめたものは数多くみられる。

本稿はこれらの先行研究に学びながら、19世紀から20世紀のミラノ市における民間の職業学校が原動力となり、地域における職業学校のネットワーク形成と、それにかかる全国レベルでの法制化、地方自治体の学校改革、に影響を与えた経緯を描き出すことにより、イタリア成人教育の歴史的特質を明らかにすることを目的としている。

1. 民間の職業学校

すでに述べたようにミラノ市では多くの民間の職業学校が活動を展開していく。校数をみると、技術学校が1912–1913年度において11校で、後にみる市立上級学校が18である⁵⁾のにたいし、それ以外の民間の職業学校は、工業学校に限っても1900年から1914年の間に少なくとも63校存在している⁶⁾。そのうち最も古いものは孤児を対象とするもので、16世紀前半に誕生している⁷⁾。

それらの設置者のなかには、ミラノ美術工芸促進協会 (Società di Incoraggiamento di Arti e Mestieri di Milano)、労働者相互扶助総合協会 (Associazione Generale di Mutuo Soccorso degli Operai)、ウマニタリア協会 (Società Umanitaria)、商業会議所 (Camera di Commercio)、全国女性連合 (Unione Femminile Nazionale)、サレジア会 (Salesiani) などの団体名がみられる⁸⁾。

ここでは、とくに牽引者として影響力をもっていたウマニタリア協会に注目し、その職業学校の内容を概略する。またそれに先立って、ウマニタリア協会創立以前から中心的役割を果たしていたミラノ美術工芸促進協会をとりあげる。

(1) 美術工芸促進協会（以下、Siamと略称する）

Siamは、1838年8月7日、エンリーコ・ミリウスが率いるグループによって、ミラノ市を州都とするロンバルディア州における手工業の生産技術の向上を支

授することを目的として設立された⁹⁾。1844年には工業化学学校、翌年には綿織物学校、さらに1849年に鉄道コース、1854年には工業機械学校を開くなど¹⁰⁾、当時のミラノの工業化が求める教育を提供すべく活動している。

1863年には、ミラノ工科大学の前身である王立高等技術専門学校 (Regio Istituto Tecnico Superiore) の開校を準備した¹¹⁾。また1893年に開校した電気工学校は、当時、電機工業の中心地となったばかりのミラノの状況に応えるものであったという¹²⁾。

1902年には、ミラノ工科大学の協力を得てウマニタリア協会との提携協定が成立し、これにより専門技術を有する労働者のための電気工学実験室学校が誕生した¹³⁾。

Siam の歴史には商業会議所も少なからぬ影響を与えており、たとえば1851年の総会で、会長ミリウスの隣には商業会議所の指導者2人、ルイージ・セッサとジョヴァンニ・エセングリーニがいたという¹⁴⁾。さらに公教育省とのつながりについて、カザーティ法制定時の公教育大臣ガブリオ・カザーティがSiam の会員であった¹⁵⁾ことをあげておこう。

(2) ウマニタリア協会

先に述べたように Siam と合同で電気工学実験室学校を設立したウマニタリア協会は、ミラノ市がユダヤ人資産家から委ねられた寄付金で1893年に設立した法人である。多様な活動を展開するなかで、職業学校にも力を入れている。以下に、20世紀初頭に展開していた職業学校の概略を示す。

Siam と合同で設立した「労働者のための電気工学実験室学校」は、王立高等技術専門学校長を会長とし、会長と各団体の代表者からなる評議会によって運営された。その構成は、ウマニタリア協会から3人、労働会議所から1人、Siam から2人、カルロ・エルバ電気工学機関から1人、ミラノ工科大学の教授陣から1人となっている。修業年限は3年で、授業は年に8ヶ月、週に3時間おこなわれる。入学にあたってはデッサンの試験が課され、受験資格は17才以上で、小学校を卒業していること、職工として3年以上働いていることであった¹⁶⁾。

産業応用美術の実験室学校は、「美術工芸の訓練のための男子職業学校」と、夜間専修学校からなっていた。前者については、修業年限が2年で、木工、鉄工、貴金属工の部門があった。一般教養として、イタリア語、算数、幾何学、自然科学史の初步、物理学・力学の初步、工学の初步、基礎的な衛生学、市民道徳の基礎知識の授業があった。職業教育としては、デッサン、木工、鉄工な

どがあった。入学資格は12才から15才までであること、小学校を修了していることであった。授業料は無償で、奨学金の制度もあった¹⁷⁾。

後者の夜間専修学校は、修業年限が5年で、家具職人、寄木細工師などのための部門、鍛冶屋職人、装飾職人のための部門、金銀細工師、彫版師などのための部門、壁装飾人のための部門、ペンキ屋、金メッキ職人などのための部門をもっていた¹⁸⁾。入学資格は、この学校で教えられているいすれかの美術工芸分野で職場経験があることである¹⁹⁾。

「本の学校」とよばれる印刷技術を学ぶ職業学校は、他団体によって設立された既存の印刷技術職業学校を転換したものである。この学校は、機械組立コース、電気製版とステロ印刷術のコース、石版印刷のデザイナーのための美術専修コースなどを開設した。授業は月曜から金曜までの20:00から22:00までと、日曜の8:00から12:00までであった。14才以上が対象で授業料は無償である²⁰⁾。

また洋裁師のための学校、左官学校、時計工の学校もあった²¹⁾。

さらに女子職業学校があった。この学校には日曜職業部門、日曜家政部門、洋裁師と白布地製品の裁縫師のための夜間洋裁コースがあった²²⁾。12才以上の働く女性を対象とし、授業料は無償である²³⁾。なかでも夜間洋裁コースは、洋裁師あるいは裁縫師として5年以上の職業経験があることを条件としていた。

これらの多くは労働者を対象とし、いすれも具体的な職業に即した内容を実践的に学べるよう構想されていた。

2. 職業教育共同事業体の誕生

ウマニタリア協会は、先に述べた電気工学実験室学校の設立・運営における他団体との共同のほかにも、諸団体のネットワーク形成という点で興味深い事例を示している。その1つとしてミラノで創設された職業教育のための共同事業体について述べる。ミラノの職業教育の展開を特徴づける要素として注目に値すると考えるからである。

この共同事業体は、ミラノ県下の職業学校の改善を目的とし、1904年末にウマニタリア協会、商業会議所、ミラノ県とで設立され、1905年から機能した。継続期間はまず1905年から1908年までの3年とし、延長もありとされた²⁴⁾。

この共同事業体の設立の経緯をたどろう。まずウマニタリア協会の会長ジョヴァンニ・バッティスタ・アレッシと商業会議所の会長アンジェロ・サルモイ

ラーギの提案により、1903年6月13日に会議が招集される。それはミラノ県下の職業学校への補助金の割当について意見交換をすることを目的としていた。その席にはミラノ県の代表が2人、商業会議所から2人、ウマニタリア協会からは事務局長アウグスト・オージモがいた²⁵⁾。

オージモは、監督のための委員会を設置し、定期的に学校を訪問する視学官を任命することや、教材をたとえば産業応用美術上級学校といった1つの機関が準備し、支給することなどを提案した。会議の結論として、学校の実態とその背景を明らかにするための調査をおこない、職業教育の再編に必要な基本事項について明快な枠組みを提供する、という任務がウマニタリア協会に課された²⁶⁾。

ウマニタリア協会においては、職業学校と協同組合を担当する第3部門がこれを引き受けた。第3部門の部長は、工科大学の教員でSiamの中心メンバーでもあるチェーザレ・サルディーニであった²⁷⁾。この第3部門は、以前からミラノに存在する多様な職業学校を連合体にすることを提案していた。整備状況を均質にし、教育目標を調整し、手段を欠くところへの資金援助のためである²⁸⁾。

1904年末に公表された調査結果は、職業学校にたいし各地域に固有の条件に適した方向性を示すことの重要性を浮き彫りにした。とくに木工業を重視し、産業応用デザイン学校の状況の整理分析をおこなっている。さらに職業学校をグループ化し、より重要なところに資金援助を強化することや、カリキュラムの抜本的転換、都市部と村落の職業学校の交流の必要性を指摘した。加えて、オージモが先に提案したように、恒常的な委員会の設立と視学官の任命を提案した²⁹⁾。

こうしてすでに述べたように1904年末に共同事業体が誕生する。その委員会の主なしごとは、教育プログラムの平準化、県下の市町村に職業学校の設立を促進し、過剰なところでは統合がすすむよう介入すること、教材の選択と購入であった。視学官は1年ごとに任命され、職業学校と委員会の間を行き來した³⁰⁾。

3年の継続期間が終わり、さらに1年延長され1909年までとなった³¹⁾。ウマニタリア協会は、1908年7月にさらに大きな共同事業体の構想を提案し³²⁾、それは法制化を促すことになる。

3. ニッティ法の成立

1908年にウマニタリア協会の第3部門が出した報告書は、既存の共同事業体に農業・工業・商業省、ミラノ市、貯蓄銀行も参加させる新しい共同事業体の創設を提案していた³³⁾。その目的の重点は、産業界を取り込むことにあったという。新しい共同事業体には、王立高等技術専門学校や Siam、その他の団体の代表からなる評議会の設置や、補助を受ける職業学校に必要な自由を与えながら調整と推進の事業をすすめること、職業学校を支援する産業界が広く参加し助言を与える技術委員会をおくこと、が想定されていた。また新しい職業学校の創設や、既存の職業学校の発展、職業学校への登録と情報のための共通の事務所の開設、も企図していた³⁴⁾。

この計画を実現するためにウマニタリア協会が政府に働きかけたことが、職業教育のための共同事業体を規定する法律の制定につながるのである。

サルディーニは報告書が出る前の1908年6月に農業・工業・商業大臣コッコに働きかけていたが、コッコは職業学校の自由を尊重する趣旨からサルディーニの提案を拒否していた。実は職業学校の教師からも強い反発があったという。しかし、ウマニタリア協会が働きかけを続けるなかで、コッコの後継者ラニエーリ大臣が共同事業体設置の構想を認めるにいたった。その後、ラニエーリの後継者ニッティ大臣が、その構想を制度化するため法案を国会に提出した³⁵⁾。

こうして成立した法律854号（1912年7月14日）はニッティ法とよばれ、職業教育の促進と調整のための地域共同事業体の設置を規定した³⁶⁾。その共同事業体は、コムーネ、県、商業会議所とその他の法人により構成され、職業学校の設置、運営、監督をするとされる³⁷⁾。

アレーナによれば、ニッティ法は主要な輪郭において、ある程度までミラノで先取りされていた³⁸⁾。またこれまでみた成立過程から、ニッティ法の成立は、ミラノにおける職業教育共同事業体の設立が契機になったことがわかる。ミラノの経験が全国的な制度を創出したといってよかろう。

4. ミラノ市立の初等後教育機関

—夜間上級学校、日曜上級学校、女子上級学校

一方、ミラノ市は、カザーティ法制定からまもない時期に、労働者の教育ニーズにこたえる市立の初等後教育の機関として、男子を対象とする夜間上級学校

(scuola serale superiore) と、女子上級学校 (scuola superiore femminile)、女子を対象とする日曜上級学校 (scuola festiva superiore) を独自に創設していた。いずれも当初は修業年限を3年とし、教育内容としてイタリア語、歴史、地理といった一般教養と、簿記、デッサン、習字、フランス語などの職業教育的なものが考えられていた³⁹⁾。これらの学校の意味と役割を考えるために、以下の創設の経緯と概略を記す。

(1) 夜間上級学校

1860年5月4日のミラノ市議会でミラノ市の公教育改革のための委員会の設置が承認された⁴⁰⁾。委員会は、カザーティ法の問題点として、女子の中等教育にふれていないことと、技術学校の整備状況をあげていた。技術学校について、報告者カルロ・テンカは、科目が多すぎること、場合によっては無駄であることを指摘している。技術は全く教えられておらず、より高い経験へのアクセスを阻まれている中流階級すべてを対象とした「一般的な」学校になろうとしているというのである。そして技術学校の教育内容として、文系と理系のいずれの後期中等教育学校へも接続できるようなもの、また進学しない者には極めて高い市民的教養を得られるようなものを求めていた⁴¹⁾。

これを受けて、1861年、ミラノ市は夜間上級学校を創設した。その学校は、男子で小学校卒業時、働かなければならぬために技術学校に進学できなかつた成人の職人を対象とする。修業年限は3年で、科目にはイタリア語・イタリア文学、地理、総合歴史、イタリア史、物理・自然史、算数・簿記、倫理・市民の権利と義務についての基礎知識、習字、デッサンが予定されていた。授業は10月から翌年5月までの月曜から土曜まで、毎晩19:00から21:00頃までの2時間おこなわれる。入学資格は当初10才以上とされ、1863年には12才以上とされた。授業は、中等学校の教師、たいていの場合は技術学校の教師に委ねられるが、小学校の教師・校長がすることもあった⁴²⁾。

(2) マンゾーニ女子上級学校、日曜上級学校

また、女子の中等教育については、先に述べたようにカザーティ法には規定がなく、カザーティ法において女子が小学校卒業後に進学できるのは師範学校のみであった。しかもその師範学校に入学するには15才以上でなければならなかつた。こうした国の制度上の欠落をうめるものとして、先の委員会は女子のための上級学校の設立を提案した⁴³⁾。夜間上級学校と同じ1861年に女子上級学校 (scuola superiore femminile) が創設され、1886年にアレッサンドロ・マン

ゾーニ女子上級学校という名称になった⁴⁴⁾。

この学校は、12才以上16才以下の女子を対象とし、道徳、イタリア語・イタリア文学、地理、総合歴史・イタリア史、フランス語、物理と自然史の基礎知識、衛生と家政、算数と簿記、習字、デッサン、女性の労働といった科目が予定されていた。この学校について、バルゴーニ公教育大臣は1869年7月9日の通達のなかで、全国の市町村にこれを模範として後に続くよう促している⁴⁵⁾。

そして女子を対象とした日曜上級学校が創設されるまではさらなる経緯がある。1862年、委員会は市議会にたいし、女子日曜初級学校 (scuole elementari festive femminili) を設立するよう要求した。これは働いている下層階級の女性が教養の基礎を学ぶための学校である。中産階級のみならず下層階級の人々のための教育にも目を向けたのである。この学校はその年の秋には開校した。修業年限は2年で、イタリア語、習字、算数、メートル法、初級地理、イタリア史の必須の基礎知識、女性の労働といった科目があった。授業は日曜の13:00から16:00までである。入学するためには試験が課され、受験資格は当初は9才以上とされ、1865年には10才とされた⁴⁶⁾。

1865年、この学校にはさらに3年めにあたる1年の「完成学級」(classe di compimento) が加わった。これは日曜の午後に小学校の女性教師によって受け持たれていた⁴⁷⁾。そして1875年には3年制の学校となった。イタリア語、フランス語、簿記、デッサン、習字の授業があり、12才以上で入学試験に合格すると入学できる。授業は10月から翌年6月までの日曜日とすべての休日に、13:00から16:00までおこなわれる。1881年には女子日曜上級学校と命名された。生徒は、当時ミラノで女性の典型的な家庭外労働であった、家政業や裁縫を職業としていた⁴⁸⁾。

このように日曜上級学校は夜間上級学校と同じ3年制の学校になったが、ギッソーニは両者には重要な違いがあることを指摘している。まず日曜上級学校のほうが夜間上級学校に比べて、歴史、地理、自然科学などの科目を欠いており、カリキュラムの実質がより乏しい。また日曜上級学校では週3時間の授業時間であるのにたいし、夜間上級学校は12時間となっており、日曜上級学校のほうが合計の授業時間が少ない。そして担当の教師は、夜間上級学校とマンゾーニ女子上級学校では中等学校の教師であるのにたいし、日曜上級学校では小学校の女性教師であった⁴⁹⁾。

(3) 夜間・日曜上級学校とマンゾーニ女子上級学校の歴史的役割

ところで、夜間・日曜上級学校の生徒には、商業部門や事務の仕事を志望す

る者が多くみられたという。ギッソーニによれば、彼らの教育ニーズは、ジンナジオーリチエオや技術学校では応えられなかつたし、個別の分野に特化された教育内容を提供していた民間の職業学校からも関心の外におかれていった⁵⁰⁾。だとすれば、夜間・日曜上級学校は、提供する教育の分野においても、国の制度からも既存の民間の実践からも頗りみられていない欠落部分を担おうとするものであつたといえよう。

夜間・日曜上級学校がミラノにおいて占めていた役割の大きさをみると、夜間・日曜上級学校の学校数と生徒数を、技術学校のそれらと比較しよう。1912-1913年度には、技術学校は国立と市立あわせて男子校が7校、3,090人、女子校が4校、2,030人であったのにたいし、夜間上級学校は8校、3,553人、日曜上級学校は9校、3,870人で、男女とも技術学校を上回っていた⁵¹⁾。

このようにしてミラノ市は、カザーティ法の欠落を補う市立学校を独自に創出した。夜間・日曜上級学校の教育は中等教育を受けられなかつた働く成人を対象とする一般教育と職業教育であった。ジンナジオーリチエオには進学しないが、技術学校では教育ニーズを満たせない中流階級や、さらには基礎教育が十分ではない下層の若い女性にも対象を広げていた。すでに述べたようにギッソーニによれば、多様に展開している民間の職業学校も応えられていない教育ニーズに応えようとするものであった。またマンゾーニ女子上級学校も、小学校卒業後に進学を希望していても制度的な不備のために行き場のない女子の要求に応えようとするものであった。

5. 市立学校の改革と民間の職業学校

そしてこれらの市立学校改革において、民間の職業学校を運営する団体が直接関与し、決定的な影響を及ぼしている。具体的には夜間上級学校へのウマニタリア協会の関与である。以下にその経緯をみよう。

1915年1月、夜間上級学校、日曜上級学校、マンゾーニ女子上級学校の状況を把握し改革するため、ミラノ市政評議会(Giunta Comunale)は、3つの調査委員会を任命した。そのうち夜間上級学校の調査・改革委員会は、市議会議員でリチエオの教員でもあるウゴ・グイード・モンドルフォを委員長とし、ウマニタリア協会からオージモとファウスト・パリアーリの2人、技術専門学校から校長を含めて6人、3つのリチエオから1人ずつ、からなつた⁵²⁾。

この委員会は1月から3月にかけて情報収集をした。各委員による学校の視察と教員への個別調査、アンケート票の作成がおこなわれた。一方、教員側か

らは、市に対してこの調査についての質問と要望を出そうという動きがあった。委員会は教員側の要望に応えるため、各学校の教授陣と会合することや、委員になる教員を選ぶための選挙などを決めた⁵³⁾。

調査の終了後、委員会から提出された報告書は、見解の異なる2通りとなっていた。市政評議会から任命された委員によるものと、少数派である学校選出の委員によるものである。多数派は、教育プログラムの目標が達成できないのは、物的条件の不十分さだけではなく教育プログラムそのものが時代の要求にあっていないからである、ととらえていた。それにたいし少数派は、多数派のとらえ方は生徒の実際や教師が働いている状況などをよく知らないことにより悲観的になりすぎている、という印象を強くしていたという⁵⁴⁾。

ここで注目したいのは、実際の改革につながる次の要点である。多数派からは、夜間上級学校は全般的な特徴として技術学校をより悪い方向に再生産している傾向がある、といった批判が上がっていた。これより50年以上前、技術学校では一般教養を詰め込みすぎて技術教育ができていないというので、働く人に一般教養と職業教育の両方を提供するための夜間上級学校を創設することになったのであった。しかしいまや、夜間上級学校は技術学校と同じ弱点を再生産しているとして非難されているのである⁵⁵⁾。

委員会内でこの批判の側にいたのは、とくにウマニタリア協会のオージモとパリアーリであったという⁵⁶⁾。二人は両者共同で作成した学校視察報告書において、夜間上級学校は「イタリアの学校で最悪のかたちをなしている」技術学校を「不十分なかたちで引き下げた」とする。そして小学校を終えた労働者のための一般教養の学校の有用性は否定しないが、夜間上級学校は一般教養学校ではなく「一般教養と職業教育の雑種」になってしまっているという。さらに次の改革案を提示して締めくくっている。1つは、職業教育を目的に夜間上級学校に通っている生徒を職業学校に送ること。職業学校には場合によって教員の不足を補充する。2つは、小学校を補足する一般教養学校を創設すること。3つは、場合によっては、中等教育への要求に応じてそれを担う技術学校、商業中学校、夜間技術専門学校を設立すること。である⁵⁷⁾。

そしてオージモは、修業年限2年の一般教養の夜間学校を設立するよう提案した。科目はイタリア語、物理・化学、デッサンで、イタリア語は他教科を学ぶためのツールとして教える。授業期間は6月末まで延長し、一方で授業日は土曜をなくして月曜から金曜までとする。担当教師は3人のみとする。そしてそこで一般教養を学んだ後、さらに深く学びたいものは既存の職業学校にいく⁵⁸⁾。

これに加え、夜間上級学校の商業コースは市民の評価が高いとして、オージモが提案する2年制の学校の後に希望者のみが進学する2年制の商業コースをつくることが多数派から提案された⁵⁹⁾。

これらの提案は、一般教養の学校には商業で必要とされるフランス語を選択科目として加えるなどの修正をへて1915年度から実現した。2年制の一般教養の学校とそれに接続する2年制の商業コースをあわせた4年制の夜間上級学校が誕生することとなった⁶⁰⁾。

こうして市立学校改革は、民間の職業学校を運営する団体が提案する方向に実現された。

おわりに

19世紀末から20世紀初頭におけるミラノ市においては、当時のミラノ市の工業化が求める状況に応えるべく民間の職業教育団体、職業学校が活動を展開していた。それらの中からミラノ市、ミラノ県、国にも働きかけ、地域・国家のレベルで職業教育の発展をめざす動きが生まれた。またミラノ市も、働く市民の教育ニーズに応えるべく独自の学校を創設した。いずれの教育活動も当時の国家の教育制度の欠落部分を主体的にひきうけるという役割をもっていた。そしてミラノ市が独自に創設した市立学校の改革に、民間の職業学校を担う団体が積極的に関与していた。

こうしたミラノ市の動向においてウマニタリア協会が特徴的な働きをしていった。ウマニタリア協会は、もともと慈善事業を統括して労働者援護事業の中心拠点になる構想を起源としており、ミラノ市が運営に参加する法人として成立了。施しを与えるのではなく社会的弱者の自立を支援することを旨としており、職業教育の活動はここから生まれている。そしてこの領域においては、他団体と合同で職業学校を設立したほか、他団体との共同事業体を創設し、さらには国家にも働きかけ、ニッティ法の成立をもたらした。

一方、ウマニタリア協会は民衆大学、民衆図書館、その他の教育・文化団体を組織しイタリアの代表的な民衆教育団体であるイタリア民衆教育連合の組織化の中心となっている。民衆教育の多様な分野にかかわる諸団体の1つの合流地点になっているといってよかろう。民衆教育のネットワークの中心となる団体が、職業教育とつながる産業界、労働政策を管轄する国家機関に働きかけ、職業教育に関する法制化の促進を担ったことは、イタリア成人教育の歴史的特質の1つといえるのではないだろうか。

注

- 1) Raffaella Gobbo, Marina Pariano, *Repertorio delle istituzioni formative tecnico-professionali lombarde in età giolittiana*, Carlo G. Lacaita (a cura di), *La leva della conoscenza. Istruzione e formazione professionale in Lombardia fra otto e novecento*, Giampiero Casagrande editore, 2009, p.184-191.
- 2) Carlo G. Lacaita, *op.cit.*
- 3) Carla Ghizzoni, *Scuola e lavoro a Milano fra Unità e fascismo. Le civiche scuole selali e festive superiori (1861-1926)*, Pensa MultiMedia Editore, 2014.
- 4) Cristina Cenedella, Gianpiero Fumi (a cura di), *Oltre l'assistenza. Lavoro e formazione professionale negli istituti per l'infanzia "irregolare" in Italia tra sette e novecento*, Vita e Pensiero, 2015.
- 5) Ghizzoni, *op.cit.*, p.16.
- 6) Raffaella Gobbo, Marina Pariano, *Tabelle riassuntive*, Lacaita, *op.cit.*, pp.184-191. ロンバルディア州における工業学校に限定したデータを分析している。
- 7) *ivi*, pp.184-191.
- 8) Raffaella Gobbo, Marina Pariano, *Schede descrittive*, Lacaita, *op.cit.* pp.197-330.
- 9) Daniele Piparo, *Una scuola per la crescita del sistema industriale. La Società d'Incoraggiamento d'Arti e Mestieri*, Amilcare Bovo ed altri (a cura di), *L'alchimia del lavoro. I generosi che primi in Milano fecondarono le arti e le scienze*, Raccolto Edizioni, 2008, p.27.
- 10) *ivi*, p.53.
- 11) *ivi*, p.31.
- 12) *ivi*, p.35.
- 13) *ivi*, p.36.
- 14) *ivi*, p.30.
- 15) *ivi*, p.31.
- 16) Società Umanitaria, *L'opera della Società Umanitaria dalla sua fondazione ad oggi*, 1911. pp.58-59.
- 17) *ivi*, pp.59-61.
- 18) *ivi*, p.61.
- 19) *ivi*, p.64.
- 20) *ivi*, pp.65-66.
- 21) *ivi*, p.67.
- 22) *ivi*, pp.71-72.
- 23) *ivi*, p.70.
- 24) Giuliana Arena, *L'esperienza dei consorzi per l'istruzione professionale a Milano e la legge Nitti del 1912*, Lacaita, *op.cit.*, p.50.
- 25) *ivi*, pp.46-47.
- 26) *ivi*, pp.47.

- 27) *ibidem*.
- 28) Alfredo Canavero, *L'Umanitaria e Milano (1893-1898). Una lunga e difficile gestazione*, Morris L. Ghezzi, Alfredo Canavero (a cura di), *Alle origini dell' Umanitaria. Un moderno concetto di assistenza nella bufera sociale di fine '800.* Raccolto Edizioni, 2013, pp.34-35.
- 29) Arena, *op.cit.*, pp.48-50.
- 30) *ivi*, pp.50-51.
- 31) *ivi*, p.52.
- 32) *ibidem*.
- 33) *ibidem*.
- 34) Arena, *op.cit.*, pp.54-55.
- 35) *ivi*, pp.55-58.
- 36) *ivi*, p.59. しかし、アレーナによれば、そこで規定されていた共同事業体が創設されたのはムッソリーニ政権下の1924年になってからのことである。当初とはまったく異なる状況においてであった。
- 37) *ivi*, p.61.
- 38) *ivi*, p.46.
- 39) Ghizzoni, *op.cit.*, p.12.
- 40) *ivi*, p.27.
- 41) *ivi*, p.31.
- 42) *ivi*, pp.34-35.
- 43) *ivi*, p.70.
- 44) *ivi*, p.72.
- 45) *ivi*, pp.72-73.
- 46) *ivi*, p.74.
- 47) *ivi*, p.76.
- 48) *ivi*, pp.84-85.
- 49) *ivi*, pp.85-86.
- 50) *ivi*, pp.16-17.
- 51) *ivi*, p.16. この時点では女性も技術学校への入学が可能になっている。
- 52) *ivi*, pp.95-98.
- 53) *ivi*, pp.98-100.
- 54) *ivi*, pp.103-104.
- 55) *ivi*, p.107-108.
- 56) *ivi*, p.108.
- 57) *ivi*, pp.189-190.
- 58) *ivi*, pp.109-111.
- 59) *ivi*, pp.111-112.
- 60) *ivi*, p.112.